

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
サイボウズ株式会社
代表取締役社長 西端慶久
(青野慶久)

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成29年3月28日（火曜日）午後4時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

株主総会終了後、役員との懇談イベントを開催させていただく予定でございます。詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://cybozu.co.jp>) に掲載することによりお知らせいたします。

記

- 日 時 平成29年3月29日（水曜日）午前10時
※受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。
 - 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
（受付7階、会場27階）
サイボウズ株式会社 東京オフィス内
 - 株主総会の目的事項
報告事項
 - 第20期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第20期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://cybozu.co.jp>) に掲載することによりお知らせいたします。
- 株主総会でのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会のインターネット配信について

当社は、下記の目的のもとで、第13回定時株主総会より「株主総会」のインターネット上でのライブ配信を行っており、今回の第20回定時株主総会におきましても同様に配信することを予定しております。

【配信の目的】

当社は「公明正大」な企業であることを目指しております。株主総会においても、よりオープンな形で開催することで、当日ご来場いただけない株主の皆様、その他ステークホルダーの皆様の情報開示ニーズにお応えできると考えております。

また、ステークホルダーの皆様とのインタラクティブなコミュニケーションを通じて頂戴したコメントを参考にさせていただくことで、株主総会をさらに有意義なものにできると考えております。

【配信に関するご注意事項】

- ライブ配信の詳細につきましては、後日当社ウェブサイトに掲載いたします。
 - 配信にあたりましては、ご出席の株主様の肖像権、プライバシー等に配慮して行います。詳細につきましては、当日会場でご説明を申し上げます。
- 何卒ご理解をいただきたく、お願い申し上げます。

以 上

当社の取り組みの詳細は「スマート招集」をご覧ください

本株主総会より、スマートフォンやパソコンから招集通知・関連情報の閲覧ができるサービスを開始いたしました。下記URLまたはQRコードからスマート招集のサイトにアクセスしてください。

スマート招集の「サイボウズを知る」に、株主の皆様にご覧いただきたい当社の取り組みをまとめております。

なお、当日ご出席いただけない場合でも、事前質問をこちらで受け付けております。ぜひご覧ください。

招集ご通知がスマホでも！



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。



<http://p.sokai.jp/4776/>

(提供書面)

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

平成28年は、働き方変革の必要性が今まで以上に認識された年になりました。特に年末にかけて、長時間労働の問題が社会的に大きく取り上げられました。このような社会情勢を背景に、多様な働き方を実現するクラウドサービスや業務効率化に貢献するITツールは幅広い企業、団体に利用されるようになってまいりました。そして、クラウドサービスの活用の広がりにより、利用者のニーズに柔軟に対応できるシステムへの需要が益々高まってきております。

このように、働き方変革は社会的に重要な課題であると捉え、当社グループでは「クラウドの力で日本の働き方変革に貢献する」ことを目指し、製品・サービスの普及に励んでまいりました。クラウドサービスによる働き方変革を進めていくためには当社グループのみならずユーザー、パートナーとのつながりが重要になってまいります。平成28年、当社グループは“Connect”をキーワードに掲げ、パートナーを増やすだけでなく、ユーザーとパートナーあるいはパートナー同士をつなぐことにも注力し、当社グループの理想に共感いただいた企業・団体・個人の皆様と協力しながら事業展開してまいりました。

1. 主な製品・サービスの経過及び成果

平成22年からクラウド分野への重点投資を継続しており、適時に製品・サービスを市場に投入してまいりました。その結果、平成23年に提供を開始して以来、「cybozu.com」は有料契約社数が17,000社を超え、順調に拡大を続けております。また、パートナーの数も平成27年度末時点から40社以上増加して276社になりました。

○業務アプリ構築クラウドサービス「kintone」

「kintone」は、業務改善に役立つクラウドサービスとして大規模な広告展開を行い認知度が向上してまいりました。また、セールスパートナーによる取り扱いが増加するとともにスタンダードコースの販売が好調となったことにより、売上が連結ベースで前年比80%増加いたしました。

「kintone」は、幅広いニーズに対応可能なサービスですが、パートナーの強みを活かした多種多様な連携サービスを充実させることにより、さらに活用の幅が拡大し、パートナーとユーザーがつながる機会も増加いたしました。

「kintone」は、地方における医療、農業、地域振興にもご利用いただいております。ユーザーであるNKアグリ株式会社がIoTセンサーを利用した地域共創による農業経営安定化の取り組みで総務省「地域情報化大賞2015」において「地域サービス創生部門賞」を、医療法人ゆうの森が、在宅医療により地域を再生するへき地医療ビジネスで「日本サービス大賞」において「地方創生大臣賞」を受賞しました。これらの取り組みには「kintone」が用いられており、クラウドサービスの力で地方創生にも貢献いたしました。

さらに、当社グループのパートナー以外でも「kintone」を取り扱う開発者の増加と認知度の向上のため、「kintone devCamp」や「kintone hive」等のイベントを全国で行い、多くの参加者を集めることができました。

○中小企業向けグループウェア「サイボウズ Office」

創業以来、バージョンアップによる機能強化を繰り返しながら多くのユーザーにご利用いただき、平成28年1月に「サイボウズ Office」シリーズの導入社数は50,000社を突破いたしました。その結果、平成28年度は過去最高の売上高を記録いたしました。

パッケージ製品、クラウドサービスを含めた新規ユーザーのうち、約90%の方にクラウドサービスを選択いただいております。新規ユーザー獲得のための地方イベント参加に加え、既存ユーザーとのコミュニケーションを深めるためにコミュニティサイトの活性化にも注力いたしました。

○中堅・大規模組織向けグループウェア「Garoon」

「Garoon」は、エンタープライズ向け製品としての認知が広まり、多くの案件を創出いたしました。機能強化により、一層ユーザーのニーズに柔軟に対応できるようになり、大規模企業、地方自治体や官公庁への幅広い提案が可能になりました。横浜市では、20,000名規模でご利用いただくグループウェアとして「Garoon」が導入されました。

平成28年度末時点でパッケージ製品とクラウドサービスを合わせて導入社数4,000社、ユーザー数は200万名を突破いたしました。特にクラウドサービスの売上は単体で前年比36%増加し、堅調に売上を伸ばしております。

○無料グループウェア「サイボウズLive」

平成28年4月に累計登録ユーザー数が150万名を突破し、個人向けの無料サービスとして引き続きグループウェアの利用シーン拡大に取り組んでおります。

平成28年12月にはグループチャット機能を搭載した「サイボウズLive TIMELINE」アプリ上で、従来の「サイボウズLive」が備えていたグループウェア機能も利用可能にするとともに、「サイボウズLive」に名称変更し

て旧アプリと一本化し機能強化いたしました。今後も、PTA、NPO、サークル活動、ご家庭等様々なグループで便利にお使いいただけるコラボレーションツールとして提供してまいります。

○信頼性強化への取り組み

より多くのユーザーに、より長く安心してご利用いただくために、製品・サービス及び当社グループ自体への信頼を高める取り組みに注力いたしました。特に「cybozu.com」の信頼性強化に重点を置いて取り組みを進め、セキュリティ向上に対して継続的な投資を行ってまいりました。社内のセキュリティ・エンジニアの育成や第三者機関による定期的な検証に加え、「脆弱性報奨金制度」を実施いたしました。その結果、報告件数195件のうち90件以上が脆弱性と認定され、これらの対策をしていくことでさらなるセキュリティ向上につながりました。「脆弱性報奨金制度」を活用して寄せられる外部の協力者からの情報は、当社グループが持つセキュリティに関する情報と技術的に補完関係にあることが多く、品質の向上に大いに役立ちました。

こうした取り組みを進める中、当社グループのグループウェア（サイボウズ Office、Garoon）は株式会社ノークリサーチ「2016年版中堅・中小企業のITアプリケーション利用実態と評価レポート」グループウェア部門において、10年連続シェアNo. 1を獲得いたしました。また、パートナーとの“Connect”に注力したことにより「日経コンピュータ」誌（発行：株式会社日経BP）が平成28年2月4日号で発表した「パートナー満足度調査 2016グループウェア部門」において初めて第1位を獲得したほか、「日経BPガバメントテクノロジー」誌（発行：株式会社日経BP）が平成28年秋号で発表した「自治体ITシステム満足度調査 2016-2017 グループウェア部門」でも4年連続で第1位を獲得いたしました。

2. グローバル展開における体制強化

本格的に始動してから3年を迎える米国子会社 kintone Corporation では、引き続き現地での人材採用活動を積極的に行い、組織としての体制強化に努めました。平成28年度末時点において従業員14名に人員増加し、今後もアメリカでの販売基盤の構築のため、様々な施策にチャレンジしてまいります。

中国市場においては、平成28年度末時点における導入実績が700社、30,000ユーザーに達する等、大変好調な結果を残すことができました。

東南アジア市場においては、平成27年にアジアに特化したパートナープログラム「Cybozu Asia Partnership Program」を制定して以降、徐々に「kintone」の販路を広げ、平成28年には新たにミャンマー、フィリピンにも販路を拡大いたしました。パートナープログラム制定後は、新規導入件数が前年比400%を超え、東南アジア全体で130社以上の企業に「kintone」を中心とした製品・サービスの導入が進みました。

さらに、平成28年9月には、現地企業複数社と共同で、セールスパートナーとなる「kintone Australia Pty Ltd」に出資し、オセアニア市場にも「kintone」の販売網を構築いたしました。

今後も各地域に特化した体制を用意してグローバル展開を加速させてまいります。

3. その他多様な取り組み

当社のミッションは「チームワークあふれる社会を創る」ことです。チームワークを発揮し効率的に活動するチームを増やすことは、日本の働き方変革の実現につながります。

社会の様々なチームのチームワーク向上のため、製品・サービスの普及だけでなく、チームワークに関する当社グループのノウハウを活かした取り組みにも注力してまいりました。その結果、平成28年2月、株式会社ジェイティービーと業務提携し、中高生に「チームワークを教える」新規プログラムを共同で提供開始いたしました。また、平成28年8月には、地域のチームワークづくりと創業支援を通じ地方創生に貢献する「地域クラウド交流会開催支援プログラム」を開始いたしました。

当社グループ自身もさらに多様性のあるチームになるために、株式会社 Warisと共同で、ブランクのある就業経験を持つ主婦の再就職を支援するプログラム「キャリアママインターン」を開催し、その後正社員としての採用にいたしました。

また、Great Place to Work® Institute Japan が主催する2016年「働きがいのある会社」ランキング（従業員100-999人の部門）において、第3位を獲得いたしました。当社グループでは、従業員がやりがいを感じながら働くことが、結果として顧客満足の向上や企業価値の向上につながると考えております。今後も社員の能力を最大限に発揮させることができる環境づくりに取り組んでまいります。

このような状況下において、当連結会計年度の連結業績につきましては、自社クラウド基盤「cybozu.com」上で提供するクラウドサービスの売上が引き続き積み上がり、連結売上高は8,039百万円（前期比14.6%増）となりました。このうち、クラウド関連事業の売上高は4,050百万円（前期比49.2%増）※となっております。利益項目につきましては、前連結会計年度に比べ広告宣伝費が減少したものの、従業員数の増加等による人件費の増加や外注費の増加等により、営業利益が515百万円、経常利益は587百万円となりました。また、法人税等計上後の親会社株主に帰属する当期純利益は305百万円となりました。

※クラウド関連事業の売上高につきましては、日本と海外で集計方法が異なること等から、会計上の売上高とは一致しておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社および当社連結子会社における設備投資額は、389百万円になりました。その主なものは、当社の連結子会社であるCybozu Vietnam Co., Ltd. のオフィス移転や、「cybozu.com」サービス用サーバー増設等による、「工具、器具及び備品」の投資額が377百万円、その他「建物」への投資額として12百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

働き方変革に対する社会的関心は今まで以上に高まり、当社グループのビジョンや事業活動にも多くの共感が集まっております。

引き続き“Connect”をキーワードに掲げ、クラウドサービス成長のための投資とエコシステムの拡大・強化に努めてまいります。地域、領域、業界など様々な背景を持ったパートナー同士を、それぞれの特色を活かしてネットワーク化し、当社グループ関連ビジネスの最大化を図ってまいります。

平成29年8月に当社は創立20周年を迎えます。大きな節目となる平成29年は、働き方変革だけでなく、チームワーク関連の取り組みもさらに発展させてまいります。

○新規顧客の獲得と継続サービスの推進

「cybozu.com」の安定運用を継続して信頼度をさらに高めるとともに、未導入層・地方向けプロモーション強化に努め、新規顧客の開拓を進めてまいります。また、大企業向けの機能強化を図り、大企業の個別ニーズにも対応できるよう、製品やサービスの適合性をさらに高めてまいります。

クラウドサービスにおいては、サービス内容を充実させることにより、継続利用者の拡大を図ります。また、パッケージ製品についても定期的な改善を継続することで顧客満足度を高め、競合製品への乗り換えを防止してまいります。

○グローバル展開の促進

中国、アメリカに続き東南アジアやオーストラリアにも構築した販売網のもと、グローバル展開を加速してまいります。その中でも、特にアメリカでの「kintone」の販売に積極的に取り組んでまいります。

○社内チームワークの強化

我々自身も、チームワークあふれ、より長期的に生産性が向上するチームとなることを目指します。そのために、積極的な人材採用と育成、個性を重んじ多様性を受容できる風土や制度の発展、システムやオフィス等のハード面を含めた環境整備、自立と議論の文化づくりをより一層強化してまいります。

○クラウドサービス事業者として信頼される内部統制体制の整備

クラウドサービス事業を推進するにあたり、情報セキュリティを含む内部統制体制への信頼性確保の重要性が高まっております。

そのような中で、当社グループは、公明正大の考え方のもと、統制の仕組み化（ルール化、見える化、効率化）をより一層推進し、引き続き株主、ユーザー、パートナー、その他ステークホルダーの皆様からの信頼を確保すべく、内部統制体制の整備に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 事業の譲渡、合併、その他企業再編行為等

該当事項はありません。

(6) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況の推移

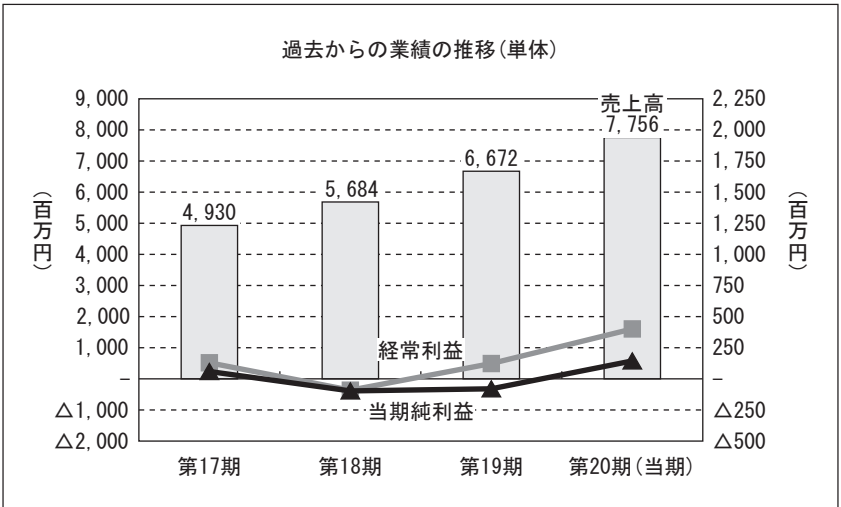
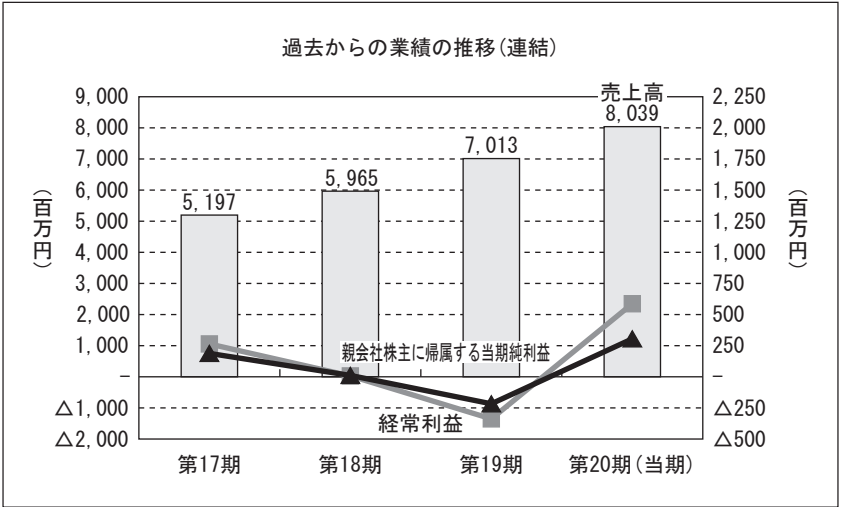
区 分	第17期 (平成25年12月期)	第18期 (平成26年12月期)	第19期 (平成27年12月期)	第20期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売 上 高(百万円)	5,197	5,965	7,013	8,039
営業利益又は 営業損失(△)(百万円)	288	22	△381	515
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	264	7	△338	587
親会社株主に 帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	188	11	△217	305
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△) (円)	4.00	0.25	△4.74	6.67
総 資 産(百万円)	5,747	5,919	6,223	6,352
純 資 産(百万円)	3,616	3,611	3,192	3,173
1株当たり 純資産額 (円)	78.81	78.72	69.58	69.16

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 平成25年12月9日開催の取締役会決議に基づき、平成26年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。そのため、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(参考) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第17期 (平成25年12月期)	第18期 (平成26年12月期)	第19期 (平成27年12月期)	第20期 (当事業年度) (平成28年12月期)
売 上 高(百万円)	4,930	5,684	6,672	7,756
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△)(百万円)	119	△108	△399	651
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(百万円)	129	△91	123	401
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(百万円)	59	△97	△80	144
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	1.25	△2.12	△1.76	3.15
総 資 産 (百万円)	5,225	5,255	5,839	6,070
純 資 産 (百万円)	3,115	2,921	2,672	2,552
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	67.91	63.68	58.26	55.63
1 株 当 た り 配 当 額 (円)	206	3.68	5.92	8.83

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第20期の1株当たり配当額は第20回定時株主総会における剰余金処分議案(クラウド関連事業の売上総額の10%を配当額とするもの)が承認可決された場合を前提として記載しております。
4. 平成25年12月9日開催の取締役会決議に基づき、平成26年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。そのため、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。なお、第17期の1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。



(7) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

主要な事業内容は次のとおりであります。

情報共有及びチームワークに関連するクラウドサービス、ソフトウェアの開発、販売、保守、ソリューション事業及びコンサルティング等

(8) 主要な事業所（平成28年12月31日現在）

① 当社の主な事業所

東京オフィス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
大阪オフィス	大阪府大阪市北区角田町8番1号
松山オフィス	愛媛県松山市三番町三丁目9番3号
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目15番20号
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中村区太閤四丁目名駅四丁目24番16号
仙台オフィス	宮城県仙台市青葉区中央一丁目2番3号

② 重要な子会社等の主な事業所

「(10) 重要な親会社及び子会社の状況」の「② 重要な子会社の状況」に記載の所在地のとおりです。

(9) 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

従業員数	前連結会計年度 末比増減
516名（109名）	52名増（22名増）

(注) 従業員数は就業人員であり、パート、嘱託社員及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(参考) 当社の従業員の状況（平成28年12月31日現在）

従業員数	前事業年度 末比増減	平均年齢	平均勤続年数
371名（107名）	32名増（20名増）	34.6歳	6.1年

(注) 従業員数は就業人員であり、パート、嘱託社員及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率	所在地	主要な事業内容
サイボウズ・ラボ 株式会社	40	100.0%	東京都 中央区	情報共有に関するソフトウェア技術の研究開発
サイボウズ総合研究所株式会社	69	100.0%	東京都 中央区	当社製品を中心としたSaaSの提供
才望子信息技术 (上海)有限公司	80	100.0%	中国 (上海)	当社製品の開発・販売
Cybozu Vietnam Co., Ltd.	26	100.0%	ベトナム (ホーチミン)	当社製品の開発
kintone Corporation	172	100.0%	アメリカ (カリフォルニア)	当社製品の販売

(注) 平成28年3月21日付で、当社の連結子会社であるCYBOZU CORPORATIONは、社名をkintone Corporationに変更しております。

③ 重要な企業結合等の経過

該当事項はありません。

(11) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 193,428,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 52,757,800株 |
| (3) 株主数 | 10,526名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
畑 慎 也	8,679,600株	18.91%
C b z サ ポ ー タ ー ズ 株 式 会 社	8,016,500株	17.47%
サイボウズ従業員持株会	2,370,500株	5.16%
山 田 理	1,881,400株	4.10%
中 野 博 久	1,550,000株	3.37%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	1,051,600株	2.29%
株 式 会 社 ブ ラ イ ツ	1,000,000株	2.17%
西 端 慶 久 (青 野 慶 久)	774,700株	1.68%
田 畑 正 吾	642,500株	1.40%
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	621,500株	1.35%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第三位以下の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を6,879,435株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. Cbzサポーターズ株式会社は、当社代表取締役社長である西端慶久（青野慶久）氏がその株式を保有する資産管理会社であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 端 慶 久 (青 野 慶 久)	サイボウズ・ラボ株式会社代表取締役社長
取締役副社長	山 田 理	サイボウズ総合研究所株式会社代表取締役社長 才望子信息技术（上海）有限公司董事長 kintone Corporation President・CEO Cybozu Vietnam Co., Ltd. 会長
取締役	畑 慎 也	
常勤監査役	田 畑 正 吾	
監査役	小 川 義 龍	弁護士 小川綜合法律事務所代表
監査役	中 川 雅 文	公認会計士・税理士 中川公認会計士事務所代表

- (注) 1. 監査役 田畑正吾氏、小川義龍氏及び中川雅文氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は田畑正吾氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 中川雅文氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (0名)	57百万円 (一百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	10百万円 (10百万円)
合 計	6名	68百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年4月20日開催の第9回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年4月24日開催の第10回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の総額には、当事業年度の業績に連動して支給される役員賞与の予定額を含んでおります。
4. 上記報酬等の総額その他、当事業年度中に、第19期事業年度に係る取締役賞与として以下のとおり支給をしております。
- ・取締役（うち社外取締役） 2名（0名） 9百万円（一百万円）

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
常 勤 監 査 役	田 畑 正 吾	当事業年度開催の出席すべき取締役会13回全てに出席し、また、出席すべき監査役会12回全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に法令及び定款遵守、統制等の点において発言を行っております。
監 査 役	小 川 義 龍	当事業年度開催の出席すべき取締役会13回全てに出席し、また、出席すべき監査役会12回全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	中 川 雅 文	当事業年度開催の出席すべき取締役会13回全てに出席し、また、出席すべき監査役会12回全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役を置くことが相当でないと判断した理由は次のとおりであります。

当社は現在、変化に富んだIT業界において、迅速かつ柔軟に対応できる社風が重要と考えており、これを土壌にして事業を展開しております。この社風を保つため、現時点においては、当社の事業に精通している3名の取締役及び3名の社外監査役で議論をするという現体制が最適であると考えております。仮に、当社の属する業界や当社の理念及び事業環境等に対する理解が不十分な社外取締役を選任した場合、上記の社風のもとで実施されている取締役会での迅速かつ的確な意思決定が阻害されるおそれがあります。また、法令上の社外取締役の要件を満たしつつ、上記のようなおそれのない適任者を探して社外取締役として選任することは容易ではない上に、報酬等を含めて相応のコストを要します。

経営に関する意思決定の場では多角的な議論が重要であり、社外取締役の選任が推進される理由も、その強化が求められているためということ承知しております。しかし、現在の当社取締役会では、経歴や専門分野の異なる社内取締役と社外監査役によって十分多角的な議論がなされており、さらに社外取締役を加えて経営課題を検討する必要性は高くないと考えております。また、より多角的な

議論をするためのメンバーが必要になった場合は、変化の激しい当社の現況を考慮すると、特定の社外取締役固定メンバーとしてご参加いただくよりも、その時々必要性に応じて最も適切な知見を有する方からアドバイスを御得の方が、より専門的で深い議論が可能であり、かつ、コストを含む効率性の観点からも望ましいと考え、これを実施しております。そのため、コストをかけて社外取締役を選任することは、現時点で当社にとって相当ではないと思料しております。

また、ガバナンス面において、当社は監査役3名全員を社外監査役とする監査役会設置会社であります。各監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有し、かつそれぞれ高い専門知識と豊富な経験を有しております。各監査役は、毎月開催される取締役会に出席して積極的に意見を述べるほか、独立した会計監査人との連携や、内部監査部門との積極的なコミュニケーション等を通じて専門的な見地に基づく経営監視を行っております。

さらに、当社では、取締役と各本部の本部長が重要な事項を本部の垣根を越えて共有するための本部長会を開催しております。その議事録は、当社の「公明正大」の理念に基づき、インサイダー情報やプライバシー情報等を除いて社外監査役及び従業員に共有され、社外監査役や従業員が本部長会の議論内容について適宜意見の発信をする等、社内外を問わず経営の透明化に力を入れております。加えて、当社は社外への積極的な情報公開も行っております。

よって、現在の体制においても十分に企業統治が機能する体制と運用が整っており、ガバナンスの維持という観点から社外取締役を選任する必要性は低いと考えております。

以上より、当社としては、現時点においては社外取締役を選任するメリットよりもデメリットの方が大きいという判断のもと、社外取締役を選任していません。引き続き、今後の経営環境や事業戦略の変化を踏まえ、取締役会で十分な議論がされる環境、迅速かつ的確な意思決定及び適切なガバナンス体制等が確保される経営体制につき、検討してまいります。

IV. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 25百万円

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 —

合計 25百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の

合計額 25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、①及び②の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社のうち才望子信息技术（上海）有限公司及びCybozu Vietnam Co., Ltd.につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるか否かについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。上記の場合のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」を次のとおり決定しております。

当社グループにおける基本方針は以下のとおりとする。

以下、経営者とは、当社グループ各社の経営にあたる取締役およびそれに準じるものを指す。

【企業理念】

チームワークあふれる社会を創る

【組織の理想】

当社グループ自身がチームワークあふれる会社であるため、以下の3点を実現することを理想とする。

- ・多様性（個性の尊重）
- ・公明正大
- ・自立と議論の文化

様々な個性をもつメンバーが公明正大な関係を築き、自立的に問題を発見し、建設的な議論によって、よりよいチームワークを実現する。

当社グループの理想を実現するため、行動指針を以下のとおり定め、経営者は、法令・定款・企業理念・信頼を獲得する五つの行動（Action5）の教育、啓蒙活動を実施しグループ内の関連なコミュニケーションを心がけ、これらを遵守する。

【信頼を獲得する五つの行動（Action5）】

- (1) 理想への共感
- (2) あくなき探求
- (3) 知識を増やす
- (4) 心を動かす
- (5) 不屈の心体

1. コンプライアンスの遵守を確保するための体制

(当社グループにおける職務の執行における法令および定款との適合性確保のための体制)

- ① 経営者は、企業理念および組織の理想を実現するための社内環境を整備し、意識の浸透および文化の醸成に努める。
- ② 当社グループは、相互協力のもと、コンプライアンスの遵守を確保するための体制強化や、コーポレートガバナンスの充実に取り組むものとする。
- ③ 当社グループは、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

2. 業務の効率性を確保する体制

(当社グループにおける職務の執行の効率性確保のための体制)

- ① 経営者は、職務分掌、権限、責任を組織職務権限規程等において明確化する。
- ② 当社グループでは、取締役会と経営者（当社役職員のみが取締役となっているグループ子会社では、サイボウズ取締役と経営者）が、効率性が失われない範囲内において、相互に牽制できる体制とする。
- ③ 経営者は、取締役会等を通じ、サイボウズ取締役に對し、積極的に課題等の共有および報告を行う。
- ④ 当社グループでは、取締役および監査役（当社役職員のみが取締役となっているグループ子会社では、サイボウズ取締役）は、財務報告とその内部統制に関し、経営者を適切に監督監視する責任を理解し、実行する。

3. 情報セキュリティの基本方針

(当社グループにおける情報の保存および管理に関する体制)

- ① 経営者は、情報資産に対し、組織的、人的、物理的、技術的手段を講じて、安全かつ適正な管理、運用を行う。
- ② 経営者は、当社グループ役職員が情報セキュリティの重要性を認識し、高い意識を保持できるよう、必要な教育、研修を実施する。
- ③ 経営者は、関連する諸規程および管理体制について、随時、評価、見直しを行い、継続的に改善を図る。
- ④ 経営者は、各種情報の重要性の認識を統一し、規程等において各種情報の重要性に応じた管理を実行することにより、効率性を確保しつつ、その安全性を強化する。
- ⑤ 当社情報システム部門、品質保証部門および内部統制部門は、当社グループの情報セキュリティ管理全般を統括、推進する。また、当社役員はこれを補助する。

4. リスク管理体制

(当社グループにおける損失の危険管理に関する規程その他の体制)

- ① 経営者は、事業上の重要なリスクを認識・分類・評価し、これに対応する。
- ② 経営者は、事業上の重要なリスクに関しては、経営会議等においてこれを共有、対応策を判断し管理を行う。
- ③ 経営者は、リスク管理に係る規程および体制ならびにその方法について、定期的チェックおよび改善を行う。
- ④ 経営者は、企業外部からの情報についても、適切に利用し、取締役、監査役に適切に伝達する。
- ⑤ 経営者は、内部統制に係る開示すべき重要な不備の情報を、取締役会等を通じ、監査役およびその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。
- ⑥ 当社内部統制部門は、当社グループのリスク管理全般を統括、推進する。また、役員はこれを補助する。

5. 監査役監査の実効性確保

(当社グループにおける当社監査役への報告に関する体制および監査役の監査の実効性確保のための体制)

- ① 経営者は、取締役会等において当社監査役に対し業務報告を行う。
- ② 経営者は、その他、随時重要事項発生時には、当社監査役に迅速に状況報告を行う。
- ③ 当社グループの役職員は、当社監査役への報告会において当社監査役に対し業務報告を行う。内部通報制度等により当社グループの役職員から当社監査役に報告すべき事項を認識したものは、当社常勤監査役に対し、当該事項を報告する。経営者は、業務報告をしたことにより、当該役職員が不利益な扱いを受けないよう配慮する。
- ④ 当社では、監査役の半数以上は社外監査役とする。
- ⑤ 当社監査役は、監査がより実効的となるよう内部監査部門、監査法人等と積極的な情報交換を行い、連携を図る。
- ⑥ 当社では、監査役から要求があった場合、経営者は監査役と協議して監査業務を補助する従業員を決定し、当該従業員は、経営者から独立して、監査役の指揮命令に従う。経営者は、監査業務を補助したことにより当該従業員が不利益な扱いを受けないよう配慮する。
- ⑦ 当社では、監査役の職務に係る費用について、監査役の請求に基づき当社が負担する。

6. 当社グループにおける業務の適正確保体制

(当社グループにおける業務の適正性確保のための体制)

- ① 当社は、グループ子会社の取締役として、当社役職員1名以上を派遣し、常に経営状況を把握する。
- ② グループ子会社では、当社役職員のみが取締役となっている場合を除き、「取締役会」および「監査役」を必ず設置する。

- ③ 当社は、子会社役職員と協力して、定期的に子会社内部監査（グループ監査）を実施し、重要な事項については、当社の取締役会に報告する。
- ④ 当社グループでは、当社とグループ子会社、およびグループ子会社間における取引は、社会規範に照らして適切な取引でなければならないものとする。
- ⑤ 当社グループにおける不正を防止するため、内部通報制度を導入し、当社グループ役職員からの通報を積極的に受け付け、当社内部通報委員会がこれに対応するものとする。なお通報者に対しては通報したことにより、不利益な扱いを受けないよう配慮する。
- ⑥ 経営者は、従業員等に職務の遂行に必要な手段や訓練等を提供し、従業員等の能力を引き出すことを支援する。

7. 財務報告の基本方針

（当社グループにおける財務報告の基本方針）

- ① 経営者は、日本国において一般に公正妥当と認められる諸規則に準拠した財務報告を行うために、財務報告に係る内部統制システムを構築し、財務報告の信頼性を確保する。
- ② 当社の財務部門責任者は、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを主管し、重要な勘定科目と財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を監査法人と協議の上決定する。
- ③ 経営者は、当社グループの財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を、リスク評価を実施の上、文書化し、その運用を監査する。

(2) 上記(1)の体制の運用状況

当社は、(1)に掲げた体制の整備を行い、「内部統制規程」や「内部統制規則」等、コンプライアンスに係る社内規程を作成し社内で公開しております。

取締役会等においては、継続的に子会社も含めた当社グループの経営上のリスクの識別及び分析を実施し、その対応策について検討しております。毎月開催される取締役会には、社外監査役3名も出席し取締役から業務報告を受けるほか、内部監査部門から社外監査役への定期的な業務報告も行われており、適切に経営リスクを把握して経営監視を行っております。さらに、取締役と各本部の本部長が原則週1回会議を開催し、本部の垣根を越えて積極的に課題の共有及び業務の報告を行い、その議事録はインサイダー情報やプライバシー情報等を除き社外取締役及び全社員に共有されております。

当社では、当社グループのすべての新入社員に対して、インサイダー規制や情報セキュリティに関する教育を実施しております。さらに、社内情報セキュリティを専門的に取り扱う会議体（Cybozu Security Meeting）を原則週1回開催して、当該ルール等の見直しを行い、ルール改定があった場合はその内容を全社員に通知しております。

また、平成29年1月より、当社グループのセキュリティ施策を強力に推進するため、セキュリティ室を新設いたしました。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,939	流 動 負 債	3,179
現金及び預金	2,347	支払手形及び買掛金	6
受取手形及び売掛金	1,218	未 払 金	786
仕 掛 品	1	未 払 費 用	590
原材料及び貯蔵品	26	未 払 法 人 税 等	270
前 払 費 用	181	前 受 金	1,306
繰延税金資産	106	役員賞与引当金	4
そ の 他	58	そ の 他	214
貸倒引当金	△1	負 債 合 計	3,179
固 定 資 産	2,413	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産	1,048	株 主 資 本	3,092
建 物	400	資 本 金	613
工具、器具及び備品	647	資 本 剰 余 金	976
無 形 固 定 資 産	102	利 益 剰 余 金	3,301
ソフトウェア	79	自 己 株 式	△1,799
ソフトウェア仮勘定	12	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	80
そ の 他	11	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15
投 資 そ の 他 の 資 産	1,262	為 替 換 算 調 整 勘 定	65
投資有価証券	130		
敷金及び保証金	670	純 資 産 合 計	3,173
破産更生債権等	0		
繰延税金資産	444	負 債 純 資 産 合 計	6,352
そ の 他	17		
貸倒引当金	△0		
資 産 合 計	6,352		

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業利益 営業外収益 受取利息 受取配当金 受取手数料 還付消費税等 協賛金収入 為替差益 その他 営業外費用 支払利息 持分法による投資損失 投資事業組合運用損 その他 経常利益 特別利益 投資有価証券売却益 固定資産受贈益 その他 特別損失 減損損失 固定資産除売却損 事務所移転費用 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益	8,039 496 7,543 7,028 515 0 0 1 8 28 53 3 2 15 6 0 587 5 9 0 6 0 4 591 282 2 305 305	8,039 496 7,543 7,028 515 0 0 1 8 28 53 3 2 15 6 0 587 5 9 0 6 0 4 591 282 2 305 305
--	---	---

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	613	976	3,267	△1,799	3,058
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△271		△271
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			305		305
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	34	-	34
当 期 末 残 高	613	976	3,301	△1,799	3,092

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	為 替 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 利 益 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	8	125	134	3,192
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△271
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				305
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	6	△60	△53	△53
当 期 変 動 額 合 計	6	△60	△53	△19
当 期 末 残 高	15	65	80	3,173

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 5社

サイボウズ・ラボ株式会社

サイボウズ総合研究所株式会社

才望子信息技术(上海)有限公司

Cybozu Vietnam Co., Ltd.

kintone Corporation

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

タイムコンシェル株式会社

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

株式会社ジェイアド及びkintone Australia Pty Ltd

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等にかんし影響が軽微であり、全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。

kintone Australia Pty Ltdについては、当連結会計年度に新規設立しました。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・時価のある有価証券

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

・時価のない有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ②たな卸資産
- ・仕掛品 主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
 - ・貯蔵品 主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産 主として定率法を採用しております。また、法人税法の改正に伴い、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却費を定率法から定額法に変更しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- ・建物…5～22年
 - ・工具、器具及び備品…3～15年
- ②無形固定資産
- ・市場販売目的のソフトウェア 見込販売可能期間（12ヶ月）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。
 - ・自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく均等償却によりしております。
 - ・その他の無形固定資産 定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約
工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）
 - ②その他の請負契約及び重要性が低い請負契約
工事完成基準
- (5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。
- (6) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 会計方針に関する事項の変更

① 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

② 平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 表示方法の変更

連結損益計算書

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産受贈益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度における「固定資産受贈益」は2百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 1,117百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 52,757,800株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年3月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	271	5.92	平成27年12月31日	平成28年3月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成29年3月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	405	利益剰余金	8.83	平成28年12月31日	平成29年3月30日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
当連結会計年度末において、新株予約権の目的となる株式はありません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

また、資金調達が必要な場合には、新株発行や銀行借入、社債発行等を検討してまいります。
なお、デリバティブ取引は、現在行っておりません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃借時に差し入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、営業関連部門において取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて定期的な取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や市況、発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、入出金の情報を確認し、定期的に資金繰表を作成することによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。
(注) 2. 参照)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	2,347	2,347	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,218	1,218	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	32	32	—
(4) 敷金及び保証金	670	654	△15
資産計	4,268	4,253	△15
(1) 未払金	786	786	—
(2) 前受金	1,306	1,306	—
負債計	2,092	2,092	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産 (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しております。

負債 (1) 未払金、(2) 前受金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	
投資事業有限責任組合出資金	38
非上場株式	59

これらについては、市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから前頁の表には含めておりません。

(注) 3. 一定の期間に区分した金額

金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,347	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,218	—	—	—
合計	3,566	—	—	—

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 69円16銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 6円67銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,123	流 動 負 債	3,517
現金及び預金	1,620	買 掛 金	4
売 掛 金	1,172	1年内返済予定の長期 借 入 金	100
仕 掛 品	2	未 払 金	1,108
貯 蔵 品	26	未 払 費 用	514
前 払 費 用	164	未 払 法 人 税 等	270
繰 延 税 金 資 産	106	未 払 消 費 税 等	175
そ の 他	32	前 受 金	1,302
貸 倒 引 当 金	△1	預 り 金	30
固 定 資 産	2,947	役 員 賞 与 引 当 金	4
有 形 固 定 資 産	1,007	そ の 他	6
建 物	391	負 債 合 計	3,517
工 具、器 具 及 び 備 品	615	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	109	株 主 資 本	2,536
特 許 権	0	資 本 金	613
商 標 権	10	資 本 剰 余 金	976
ソ フ ト ウ ェ ア	86	資 本 準 備 金	976
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	12	利 益 剰 余 金	2,746
電 話 加 入 権	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,746
投 資 そ の 他 の 資 産	1,830	繰 越 利 益 剰 余 金	2,746
投 資 有 価 証 券	74	自 己 株 式	△1,799
関 係 会 社 株 式	371	評 価 ・ 換 算 差 額 等	15
長 期 貸 付 金	614	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15
敷 金 及 び 保 証 金	653		
破 産 更 生 債 権 等	0	純 資 産 合 計	2,552
長 期 前 払 費 用	17		
繰 延 税 金 資 産	444	負 債 純 資 産 合 計	6,070
貸 倒 引 当 金	△346		
資 産 合 計	6,070		

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純 資 産 計
	資本金	資 本 剰 余 金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 額 金	
		資本準備金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	613	976	2,873	△1,799	2,663	8	2,672
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△271		△271		△271
当 期 純 利 益			144		144		144
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-	6	6
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△127	-	△127	6	△120
当 期 末 残 高	613	976	2,746	△1,799	2,536	15	2,552

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のない有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

・貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。また、法人税法の改正に伴い、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却費を定率法から定額法に変更しております。

・建物…5～22年

・工具、器具及び備品…3～15年

(2) 無形固定資産

①市場販売目的ソフトウェア

見込販売可能期間（12ヶ月）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。

②自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく均等償却によっております。

③その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

4. 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約
工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の請負契約及び重要性が低い請負契約
工事完成基準

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

8. 会計方針の変更

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

9. 表示方法の変更

貸借対照表

前事業年度において、「未収還付法人税等」は「流動資産」に区分掲記して表示しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「流動資産」の「その他」に含まれる「未収還付法人税等」は0百万元であります。

損益計算書

(1) 未払配当金除斥益

前事業年度において、「未払配当金除斥益」は「営業外収益」に区分掲記して表示しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「営業外収益」の「その他」に含まれる「未払配当金除斥益」は1百万元であります。

(2) 支払利息

前事業年度において、「支払利息」は「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度における「支払利息」は0百万円であります。

(3) 固定資産受贈益

前事業年度において、「固定資産受贈益」は「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度における「固定資産受贈益」は2百万円であります。

(4) 固定資産売却益

前事業年度において、「固定資産売却益」は「特別利益」に区分掲記して表示しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「特別利益」の「その他」に含まれる「固定資産売却益」は0百万円あります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,040百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	12百万円
長期金銭債権	614百万円
短期金銭債務	429百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引	
売上高	93百万円
販売費及び一般管理費	514百万円
営業取引以外の取引高	10百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,879,435株	—	—	6,879,435株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (流動)	
未払費用損金不算入	81百万円
未払事業税損金不算入	20百万円
その他	4百万円
繰延税金資産 (流動) 合計	106百万円
繰延税金資産 (固定)	
減価償却超過額	450百万円
投資有価証券評価損	26百万円
関係会社株式評価損	129百万円
貸倒引当金繰入超過額	106百万円
資産除去債務	4百万円
その他	3百万円
小計	720百万円
評価性引当額	△269百万円
繰延税金資産 (固定) 合計	451百万円
繰延税金負債 (固定)	
その他有価証券評価差額金	△6百万円
繰延税金負債 (固定) 合計	△6百万円
繰延税金資産 (固定) 純額	444百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	33.06%
(調整)	
住民税均等割	2.40%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.27%
評価性引当額の増減額	28.09%
税率変更による期末繰延税金資産の減額	8.15%
税額控除	△8.65%
その他	0.54%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	64.86%

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は33百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	才望子信息技术（上海）有限公司	所有 直接100%	役員の兼任	開発業務委託（注1）	294	未払金	250
子会社	kintone Corporation	所有 直接100%	役員の兼任	資金の貸付（注2. 3. 4）	348	長期貸付金	614
				利息の受取（注2）	4	流動資産「その他」	3
子会社	サイボウズ総合研究所株式会社	所有 直接100%	役員の兼任	資金の借入（注2）	100	1年内返済予定の長期借入金	100
				利息の支払（注2）	1	未払費用	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 開発業務委託の価格その他取引条件は、市場価格等を勘案してその都度検証の上、決定しております。
2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
3. kintone Corporationへの長期貸付金に対し、345百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において295百万円を貸倒引当金繰入額に計上しております。
4. 上記の取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 55円63銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 3円15銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月28日

サイボウズ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚原克哲 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤和充 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイボウズ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイボウズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 2月28日

サイボウズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 塚原克哲 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤和充 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイボウズ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年3月1日

サイボウズ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

田 畑 正 吾 ㊟

監 査 役（社外監査役）

小 川 義 龍 ㊟

監 査 役（社外監査役）

中 川 雅 文 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は永続的な成長を目的としており、財務体質の強化、設備投資や研究開発等の長期投資のための内部留保を考慮いたします。その上で、業績動向等を勘案し、株主の皆様への長期保有につながるような利益還元策の実施を基本方針としております。

この方針のもと、当期は、クラウド関連事業の成長に合わせた利益還元として、前期と同様に、クラウド関連事業の売上総額の10%を配当額として、年1回の剰余金配当を実施したく、以下のとおりといたしたいと存じます（クラウド配当）。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8.83円 総額405,105,996円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年3月30日

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	にし ぼた よし ひさ 西 端 の 慶 久 あおの (青野 慶久) (昭和46年6月26日生)	平成6年4月 松下電工株式会社入社 平成9年8月 当社設立 取締役副社長 平成17年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成27年4月 サイボウズ・ラボ株式会社 代表取締役社長（現任） ＜重要な兼職の状況＞ サイボウズ・ラボ株式会社代表取締役社長 ＜取締役候補者とした理由＞ 西端（青野）氏は、当社設立メンバーであり、平成17年以来代表取締役を務め、長年にわたり当社の発展に尽力してまいりました。同氏は、豊富な経験と当社事業への深い理解があるのみならず、事業の方向性やマーケティング等、経営全般にわたり卓越した知見を有しており、当社の継続的かつ安定した成長を牽引することが期待できるため、引き続き取締役の職責を担うべく選任をお願いするものであります。	774,700株
2	やま だ おさむ 山 田 理 (昭和42年4月19日生)	平成4年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成12年1月 当社入社 平成12年4月 当社取締役 平成18年4月 当社取締役 平成19年4月 当社取締役副社長（現任） 平成23年3月 サイボウズ総合研究所株式会社 代表取締役社長（現任） 平成23年4月 才望子信息技术（上海）有限公司 董事長（現任） 平成23年6月 CYBOZU CORPORATION(現 kintone Corporation) President（現任）・CEO 平成25年5月 Cybozu Vietnam Co.,Ltd. 会長（現任） ＜重要な兼職の状況＞ サイボウズ総合研究所株式会社代表取締役社長 才望子信息技术（上海）有限公司董事長 kintone Corporation President Cybozu Vietnam Co.,Ltd. 会長 ＜取締役候補者とした理由＞ 山田氏は、平成19年以来取締役副社長を務めており、主に当社事業支援部門（人事・財務・内部統制）を主管した後、平成26年7月以降はアメリカに赴任し、US事業の体制を構築・強化しております。同氏は、当社の人事・経営管理の分野において豊富な経験と実績を有しており、グループ全体の組織基盤の構築においてその経験と実績を活かすことが期待できるため、引き続き取締役の職責を担うべく選任をお願いするものであります。	1,881,400株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	はた しの や 畑 慎 也 (昭和46年3月26日生)	<p>平成7年4月 株式会社ジャストシステム入社 平成9年5月 松下電工株式会社入社 平成9年8月 当社設立 取締役副社長 平成17年8月 サイボウズ・ラボ株式会社 代表取締役社長 平成21年4月 当社取締役(現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 畑氏は、当社設立メンバーであり、平成21年以来取締役を務め、長年にわたり当社製品・サービスの開発に貢献する等、当社の発展に大きく尽力してまいりました。 同氏は、当社事業に精通しているのみならず、当社事業の柱であるIT技術に関して卓越した経験と知識を有しており、当社製品・サービスの開発においてその経験と実績を活かすことが期待できるため、引き続き取締役の職責を担うべく選任をお願いするものであります。</p>	8,679,600株

- (注) 1. 西端慶久(青野慶久)氏は、サイボウズ・ラボ株式会社の代表取締役社長であります。同社と当社の間には、研究開発委託契約及び業務委託契約に基づく取引関係があります。また、同氏はCbzサポーターズ株式会社の代表取締役であります。同社と当社の間には、事務委託の取引関係があります。同社は、同氏とその株式を保有する資産管理会社であり、当社株式8,016,500株を保有しています。なお、同社は今後も安定株主として当社株式を長期保有する予定である旨報告を受けております。
2. 山田理氏は、サイボウズ総合研究所株式会社の代表取締役社長、才望子情報技術(上海)有限公司の董事長、kintone CorporationのPresident及びCybozu Vietnam Co.,Ltd.の会長であります。4社と当社の間には、業務委託契約に関する取引関係があり、Cybozu Vietnam Co.,Ltd.を除く3社と当社の間には、ソフトウェアライセンスの販売に関する取引関係があります。なお、同氏は平成26年7月以降、アメリカに赴任しUS事業に注力しております。
3. 会社法施行規則第74条の2に規定する社外取締役を置くことが相当でない理由につきましては、本招集通知16頁の事業報告「Ⅲ. 会社役員の状況(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由」に記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 小川義龍氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
お がわ よし たつ 小 川 義 龍 (昭和39年4月15日生)	<p>平成3年11月 司法試験合格 平成4年4月 最高裁判所司法研修所入所 平成6年4月 佐瀬米川法律事務所入所 平成11年8月 小川義龍法律事務所(現 小川綜合法律事務所)開設 同所代表弁護士(現任) 平成12年10月 当社顧問弁護士 平成14年4月 当社社外監査役(現任)</p> <p><重要な兼職の状況> 弁護士 小川綜合法律事務所代表</p> <p><社外監査役候補者とした理由> 小川氏は、社外監査役候補者であります。 同氏は、弁護士として法務についての高度な能力及び識見を有しており、平成14年に当社社外監査役に就任して以来、客観的な立場から適切に当社の監査を行っております。また、同氏は当社の実情に精通しており、当社の理念及び業務に対する深い理解に基づく適切で公明正大な監査を行うことが期待できます。したがって、引き続き社外監査役の職責を担うべく選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>	-

- (注) 1. 小川義龍氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は当社の顧問弁護士を務めておりましたが、平成18年中に契約を終了しております。
2. 小川義龍氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって14年11ヶ月となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

サイボウズ株式会社 東京オフィス内（東京日本橋タワー 受付7階）
〒103-6028 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
(03)4306-0808



- 地下鉄 銀座線、東西線、都営浅草線 日本橋駅B6出口（駅直結）
半蔵門線 三越前駅B6出口より徒歩3分
- JR 東京駅八重洲北口より徒歩10分

- ◎地下鉄日本橋駅B6出口直結となっております。
- ◎地下又は1階より、エレベーターで7階受付へお越しください。
受付を済まされた方から、27階の会場にご入場いただきます。
- ◎駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
スマートフォンで
QRコードを読み取りください。

